

日時 平成 27 年 6 月 11 日 (木) 10 時 00 分～12 時 15 分

場所 台場フロンティアビル 21 階 第 1 会議室

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・1 事業者のライセンスと事業者コードの対応について確認し報告する(事務局) ★
- ・【契約番号】の定義について、持ち帰り検討の上改めて報告する(事務局) ★
- ・スイッチングのキャンセルに係るフローや手続きについて整理の上報告する(事務局) ★
- ・省令上の契約電力または契約電流容量の説明義務の解釈を確認する。(エネ庁) ★
- ・個別電源について、FIT 特例①②を使い分けるニーズの有無、システム化の可否を検討する(事務局) ★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール(資料2, 3)

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。特に質疑等はなし。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール(案)」

事務局より説明。特に質疑等はなし。

3. 新規小売電気事業者のシステム利用開始手続き(案)(資料4)

事務局より新規小売電気事業者のシステム利用開始手続き(案)を説明。

■質疑等

・情報の通知の手段がフローから見えない。その点はどのように考えているか。

→フローの最後となる【ログイン ID/PASS】の通知はメールにて行う。それ以外は書面でのやり取りとなる。(事務局回答)

・登録について、スケジュールはいつごろを予定しているか。

→加入手続きは別として、システムの利用登録については、年明け1月～2月ごろの予定である。(事務局回答)

・加入手続きはいつごろか。

→小売ライセンスの事前登録が8月ごろ開始を予定と認識している。広域機関として、加入手続きはその前段7月下旬ごろには開始できるようにする必要があると考えている。(事務局回答)

・1月2月は接続テストを予定していたと認識しているが、システム利用登録が1月ごろになり影響を与えないか。

→接続テストについては、別途スキームを提示させていただく。認証について、テスト用の仮IDを使用するか、クライアント証明書は本番のものを利用するかなど検討中である。クライアント証明書の発行可能時期は、現在10月ごろ開始できるよう調整中である。

・事業者IDとは何か。

→広域機関に加入されている方には既にお伝えしている4桁の事業者コードのことである。用語の統一を行う。(事務局回答)

・既に広域機関に加入している事業者が8月以降に小売電気事業者ライセンスの事前発行を受けた場合に必要となる手続きは何かがあるか。

→資料中の■広域機関への加入手続きの事業者登録以下の手続きは必要となる。(事務局回答)

⇒正確には、経済産業省に登録を行う前段で「広域機関への加入の申込」を行っていただき、加入の申込を行った証明書のようなものを添付してもらうことを考えている。経済産業省への登録が完了した時点で、広域機関の会員となるようなフローを考えている。

・加入手続きは広域機関のシステム上で行うのか。

→広域機関への加入手続きはシステム上で行うのではなく、書面でのやり取りとなる。(事務局回答)

・1事業者が2つないしは3つのライセンスを取得する可能性がある。その際、システム上2種類・3種類の事業者コードを付与しなければならない可能性もある。一度持ち帰り確認の上、ご報告させていただく。(事務局) ★

4. 廃止取次本人確認における【現小売のお客様番号】の定義(案) (資料5)

事務局より廃止取次本人確認における【現小売のお客様番号】の定義(案)を説明。

・検討を進める中で、案文での表記とスイッチング支援システムでの項目名にかい離があった。

(案文：現小売のお客様番号、システム項目名：現小売の契約番号)

システム投入時の混乱を避けるため、案文の表記をシステム項目名である【現小売の契約番号】に統一する。

■質疑等

・電力会社の請求書にはどんな番号が、いくつ載ってくるか。供給地点特定番号およびお客様番号ないしは契約番号の2種類のみと認識してよいか。複数番号が記載されると業務上耐えられないと思われる。

→おそらく供給地点特定番号とお客様番号の2つだと思われる。

・契約番号というのは、【契約者番号】、【契約設備番号】のどちらか。明確にしていきたい。

→低圧・高圧(500kW未満)含め、持ち帰り検討・整理の上改めてご報告する。(事務局回答) ★

・お客様から番号を何個も受領し、システムで照会を行った際に番号が違つとNGを返されないよう整理していただきたい。

5. 廃止取次に需要家が不利益事項詳細を知るタイミング(資料6)

事務局より廃止取次に需要家が不利益事項詳細を知るタイミングについて説明。

■質疑等

・説明を充実させるのは了解だが、新小売は何をもってスイッチングの申込を受け付けられるのか。需要家からの言質を取るのか、個人レベルで十分に説明したということを確認すればよいのか。

→需要家からスイッチングの行う意思があるか否かを確認することは前提だと考える。充実させる説明は、新小売に申込を行うことで、廃止取次なので、旧小売への廃止依頼を代行して行うこと、需要家が旧小売へ行かなくてもスイッチングの処理が進み完了することと、もしスイッチングを取り止めたいとなった場合には、新小売側に申し出る必要があることである。

(事務局回答)

⇒今回の案1はCase.2の説明を充実させる認識でよいか。

→その認識でよい(事務局回答)

・案1でよいと思うが、需要家がやはりスイッチングを取り止めたいとなった時、申込手続きはどのタイミングまで取り止めができるのか。クーリングオフのように、スイッチングしてしまった後でも元に戻りたいというような対応もできるのか。

→クーリングオフの件は別として、システムの観点でいえば、スイッチングが完了する(託送契約が変わるまで)までは、システムでの取消・直接電話での連絡による取消などタイミングにより方法は異なるが対応は可能である。既にスイッチングしてしまった場合には、取消はできず、新たにスイッチングを行うような形となる。(事務局回答)

⇒スイッチングの取り止め・システム上の処理とクーリングオフとは別の問題の認識である。

・クーリングオフを新小売側に言われても、新小売側からシステム上戻すことはできないのではないかと。

→ご指摘のとおりである、もう一度スイッチングを行って元に戻すこととなる。(事務局回答)

・システムのスイッチングが完了する(スイッチング希望日)まではキャンセルできることで認識があつていけばよいと思う。

→スイッチングのキャンセルに係るフローや手続きについて整理の必要があると考える。持ち帰り検討とする。(事務局回答) ★

6. 工事事業者経由契約変更の扱い(資料7)

事業者より工事事業者経由契約変更の扱いを説明

■ 質疑等

・仮に需要家が小売電気事業者に申込みず、直接電気工事店に申込みことはない認識である。送配電事業者側は、託送契約を取り交わしている小売電気事業者からの申込みのみ受付、契約関係のない事業者(電気工事店等)からの申込みは受け付けない。

・無断増設についてはどうなるか。例えば中部電力や関西電力のエリアでは従量電灯Bの領域ではあり得ると思うが、その対応はどうするのか。実態でも電力会社に何も言わず、電気工事店に施行してもらい、上がっている場合もあるのではないか。

→何も通知がなければ、一般送配電側も知り得ない。ただ、認知をしている段階であれば、認知をした段階で小売電気事業者伝えてるか確認することとなる。

・アンペア契約の需要家で、単線2相の設備に対し、60Aにしたいとアンペア変更と登録をしようとすると設備上不可として帰ってくる認識でよいか。それが分かった段階で電気工事店に依頼し設備申込をして、完了した後にアンペア変更を行うことでよいか。

・小売の契約と託送の契約に影響を及ぼす設備工事であればよいが、今後設備とリンクしていない小売契約かつ託送契約も実量制である場合、各々の契約に全く影響を及ぼさないが設備変更を届出ないといけないものは出てくるか。

→設備変更を届出るのは存在すると思われる。屋内に係わらず、設備を変えた時に引き込みを持つか持たないかの問題があり、電気工事店が増設をするのであれば、そのことを理解して適切に対応することとなる。

→その場合、託送契約も小売契約も何も影響を及ぼさないで、電気工事店が直接送配電事業者に行くのか。あるいはこの場合でも小売電気事業者が把握したうえで申請することになるのか。

→基本託送契約で律せられており電気工事店とは契約関係はないので、屋内の設備の結果送配電の設備に変更がある場合、大口小口に係わらず小売電気事業者を介して行う必要がある。

・現在の特高、高圧の託送約款では契約に係わらないものであっても小売電気事業者から申込んでいるが、今後低圧の託送約款も基本的に同じ建付けで、契約に係わらない工事であってもすべて小売電気事業者が申込みのか。

例えば、メータの位置変更などの場合でも、小売電気事業者が行うのか。大口の場合は、電気主任技術者がいるから今の運用で回っているが、低圧は運用できるか疑問がある。

→メータの位置変更などの具体的ケースはご意見として承るが、契約に係わる・係わらないの判別は今回つかないので、需要家からの申出を誰が受け付けるのか、ということである。一義的には、小売電気事業者が行うべきではないかと考える。その他のことを勝手に行われるよりは、小売電気事業者のリスクは少なくなるのではないかと考える。

・送配電側で実施する内容(小売で触れない内容)の切り分けを明確にしてほしい。小売電気事業者に問合せが来たとき、内容により小売電気事業者が係わらず、送配電が実施することですと説明をする必要があるかと思う。

→基本的には低圧も高圧も同じだと考える。需要家との契約があるのは小売電気事業者のみであるため、需要家の窓口は小売電気事業者である。

・廃止中で残置している動力の撤去は、誰に申し出るのか。

→契約がないものに関しては、サービスの範疇と考える。

7. 小売および託送の契約容量の決定方法(資料8)

事業者より小売および託送の契約容量の決定方法について説明

■ 質疑等

・省令では契約電力または契約電流容量の説明義務がある。しかし、引越しを伴う再点で、引越し先が実量で託送契約がなされていた場合、設備情報を確認できず、かつ新需要家も旧小売契約容量を知り得ないのではないか。この説明義務は、契約の値を根拠なく需要家に示せばよいのか、根拠をもって示す必要があるのか。

→省令上の解釈は持ち帰り別途担当のものに確認する。(エネ庁) ★

・該当するのは、引越しを伴う実量契約の場合のみ(ケースとしては非常に稀であり、ないかもしれない)

8. スwitching支援システムにおける再点・廃止異動登録について(資料9)

電事連よりSwitching支援システムにおける再点・廃止異動登録について説明

■ 質疑等

・再点・廃止は p1 の通り、時間帯指定により起算時が決まり、これを基準にインバランス算定の期間が決まるのは分かったが、p2 表の東京の赤網掛けの場合、N 日の M 時に廃止としていても、N 日の 0 時に算定期間が満了ということは、0 時から M 時台までの扱い、一般送配電事業者が供給というのはどういう意味か。

→0 時時点で、当該地点における小売電気事業者との託送契約が満了しており、0 時から M 時までの調達分は、一般送配電にて供給する。

・0 時から M 時までの供給分は、一般送配電事業者から需要家へ請求が行くのか。

→廃止は 0 時時点で完了していることから、請求についても一般送配電事業者の中で対応することになる。

・小売電気事業者が、当該期間に電源を調達した場合は、余剰となる認識でよいか。

→その認識でよい。

・廃止の需要家申出と小売事業者申出は何が違うのか。

→例えば、需要家申出はお客様が引越すような場合を指し、小売電気事業者申出は事業者側から解約をしてほしいと申し出る場合を指す。本来取扱いに差はないはずだが、関西エリアでは解約時に時間指定する意味がないとの認識で、取扱いが異なる。

9. Switching支援システムを通じた申込における発電 BG の特定方法について(資料10)

電事連よりSwitching支援システムを通じた申込における発電 BG の特定方法について説明

■ 質疑等

・現在、システム上は発電 BG を指定することができない状況となっている。H28.4 の運用開始に向けては、一般送配電事業者との発電量調整供給契約書を締結する際に、あらかじめ発電 BG を指定いただく運用としたい。予め指定した発電 BG と異なる BG の指定を希望する場合は、一般送配電事業者に別途申出いただき、一般送配電事業者にて登録をする。

・本件について、システム化の可否を検討するため、

1)そもそも特例②のインバランスコストが「変動：14 銭/kWh、非変動：1 銭/kWh」である場合に特例②を選択する事業者が存在するのか？

2)個別の電源についてシステム上で FIT 特例①、②を使い分け、選択するニーズがあるか？

について、事業者ヒアリングを行うべきではないか。

→システム対応については、別途検討とする。(事務局回答) ★

○次回は 6/25 (木) 10:00~ 神保町ビルにて開催予定。

以上